

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法施行令及び国土交通省組織令の一部を改正する政令案参照条文

○	独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法（平成十四年法律第百八十号）（抄）	1
○	独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法の一部を改正する法律（平成二十八年法律第 号）（抄）	2
○	独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法施行令（平成十五年政令第二百九十三号）（抄）	3
○	国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）（抄）	4
○	国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）（抄）	5
○	全国新幹線鉄道整備法（昭和四十五年法律第七十一号）（抄）	5

○ 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法（平成十四年法律第百八十号）（抄）

附 則

（業務の特例）

第十一条 機構は、当分の間、第十三条に規定する業務のほか、次の業務を行うものとする。

一 全国新幹線鉄道整備法第四条第一項に規定する建設線の全部又は一部の区間の営業の開始により当該建設線に係る同法第六条第一項に規定する営業主体がその全部又は一部を廃止した鉄道事業に係る路線の全部又は一部の区間において新たに他の者が鉄道事業を開始した場合であつて、当該区間に係る鉄道線路を使用する日本貨物鉄道株式会社が支払う使用料が増加するときに於いて、日本貨物鉄道株式会社に対し、政令で定めるところにより、助成金の交付を行うこと。

二・三 （略）

四 都市鉄道に係る鉄道施設の建設又は政令で定める大規模な改良に関する事業を行う東京地下鉄株式会社に対し、当該事業に要する費用に充てる資金の一部を無利子で貸し付けること。

五 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。

2 （略）

3 機構は、第十三条及び前二項に規定する業務のほか、旧基金法附則第十条第二項の規定により基金が承継し、さらに、旧事業団法附則第七条第一項の規定により事業団が承継した債務のうち附則第三条第一項の規定により機構が承継するものの償還及び当該債務に係る利子の支払（これらに係る借入れに係る債務の償還及び当該債務に係る利子の支払を含む。）に関する業務、保有機構が改正前改革法第二十二条の規定により日本国有鉄道から承継した新幹線鉄道に係る鉄道施設に係る当該承継に伴う所有権の移転の登記に関する業務その他同項の規定による権利及び義務の承継に伴い必要となる業務を行うものとする。

4 （略）

5 この法律の施行の際現に旧事業団法第二十条第一項第二号に掲げる業務に関し同条第七項の規定により事業団が締結している協定、同条第一項第八号の規定により事業団が締結している貸付契約及び同項第九号の規定により事業団が締結している保証契約に係る事業団の業務については、この法律の施行後は機構が行うものとし、これらの規定及び同条第八項の規定は、これらの業務が終了するまでの間は、なおその効力を有する。

6 第一項第四号の規定による助成は、次条第一項の規定による認定を受けた事業について行うものとする。

7 第一項第四号の規定による貸付金の償還に関し必要な事項は、政令で定める。

8 第一項、第三項及び第五項の規定によりこれらの規定に規定する業務が行われる場合には、第十七条第一項第一号中「第六号までの業務及び」とあるのは「第六号までの業務及び附則第十一条第一項第一号の業務並びに」と、「同条第三項」とあるのは「第十三条第三項」と、同項第二号中「並びにこれらに附帯する業務」とあるのは、「附則第十一条第二号の業務並びに同条第五項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧事業団法第二十条第一項第八号及び第九号の業務並びにこれらに附帯する業務」と、同項第三号中「これに附帯する業務」とあるのは「附則第十一条第三号の業務並びにこれらに附帯する業務」と、同項第四号中「業務」とあるのは「業務、附則第十一条第一項第四号の業務及び同条第五項の規定によりなお

その効力を有するものとされる旧事業団法第二十条第一項第二号の業務並びにこれらに附帯する業務並びに附則第十一条第三項の業務」と、第十九条第一項第一号中「業務」とあるのは「業務並びに附則第十一条第一号から第三号までの業務並びに同条第五項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧事業団法第二十条第一項第八号及び第九号の業務並びにこれらに附帯する業務」と、第三十一条第二号中「第十三条」とあるのは「第十三条、附則第十一条第一項及び第三項並びに同条第五項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧事業団法第二十条第一項第二号、第八号及び第九号」とする。

9 機構は、旧事業団法第二十条第一項第三号の規定による東京地下鉄株式会社への貸付金（旧基金法第二十条第一項第三号の規定による貸付金を含む。）の償還金に係る経理については、助成勘定において行うものとする。

○ 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法の一部を改正する法律（平成二十八年法律第 号）（抄）

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法（平成十四年法律第百八十号）の一部を次のように改正する。

（略）

附則第十一条第一項第一号中「規定する建設線」の下に「（以下この項において「建設線」という。）」を加え、同項中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 中央新幹線（平成二十三年五月二十六日に全国新幹線鉄道整備法第七条第一項の規定により決定された整備計画に係る建設線をいう。以下この号において同じ。）の速やかな建設を図るため、中央新幹線に係る同法第六条第一項に規定する建設主体に対し、当該建設に要する費用に充てる資金の一部を貸し付けること。

附則第十一条第九項を同条第十項とし、同条第八項中「場合には」の下に「、第十一条中「第九号に掲げる業務」とあるのは「第九号並びに附則第十一条第一項第四号に掲げる業務」とを加え、「附則第十一条第一項第四号及び第五号の業務並びに」に、「第三号まで」を「第四号まで」に、「第三十一条第二号」を「第二十九条中「第十一条」とあるのは「第十一条（附則第十一条第九項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」と、第三十一条第二号」に改め、同項を同条第九項とし、同条第七項中「第一項第四号」を「第一項第五号」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項中「第一項第四号」を「第一項第五号」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項の次に次の一項を加える。

6 第一項第四号の規定による貸付金の貸付けに関し必要な事項は、政令で定める。

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

○ 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法施行令（平成十五年政令第二百九十三号）（抄）

（特定債権の繰入れの範囲等）

第九条 法第十七条第三項第一号に掲げる事業に係る同項の規定による繰入れは、毎事業年度、第一号から第三号までに掲げる額の合計額から第四号から第六号までに掲げる額の合計額を減じて得た額の範囲内において行うものとする。

一・二 （略）

三 当該事業年度における法第十七条第六項の規定による繰入金（法附則第三条第十項後段の規定によるものを含む。附則第四条第一項第二号ロ及び第二項第一号において同じ。）、法附則第十一条第四号の規定による貸付金（法附則第十四条の規定による廃止前の運輸施設整備事業団法（平成九年法律第八十三号。以下「旧事業団法」という。）第二十条第一項第三号及び旧事業団法附則第十五条の規定による廃止前の鉄道整備基金法（平成三年法律第四十六号。以下この号及び第六号イにおいて「旧基金法」という。）第二十条第一項第三号の規定による帝都高速度交通営団（以下「営団」という。）に対する貸付金を含む。附則第四条第一項第二号ロ及び第二項第一号において同じ。）の償還金及び旧事業団法第二十条第七項の協定に基づく寄託金（旧基金法第二十条第六項の協定に基づく寄託金を含む。附則第四条第一項第二号ロ及び第二項第一号において同じ。）の返還金の合計額

四（略）

2 法第十七条第三項第二号に掲げる事業に係る同項の規定による繰入れ及び法附則第十一条第一項第四号の規定による助成は、毎事業年度、前項第六号イに掲げる額から同号ロに掲げる額を減じて得た額の範囲内において行うものとする。

3・4 （略）

附 則

（助成勘定から新特例業務勘定に繰り入れる方法）

第四条 法附則第三条第十一項の政令で定める方法は、次に掲げるところにより繰り入れる方法とする。

一 （略）

二 前号に規定する半期ごとに繰り入れらるべき金額（次号において「要繰入額」という。）は、イ及びロに掲げる額の合計額に等しい額とすること。

イ （略）

ロ 当該半期における法第十七条第六項の規定による繰入金、法附則第十一条第一項第四号の規定による貸付金の償還金及び旧事業団法第二十条第七項の協定に基づく寄託金の返還金の合計額

三 （略）

2 国土交通大臣は、次に掲げるところにより、前項第二号イの期間を指定し、及び同号イの額を定めるものとする。

一 国土交通大臣が指定する期間は、債務等処理法第二十一条第一項の特例業務の実施の状況を勘案して指定するものとし、当該期間のうちの最後の期間（次号及び第三号において「最後の指定期間」という。）は、法第十七条第六項の規定による繰入金の繰入れが全て完了する日、法附則第十一条第

一項第四号の規定による貸付金の償還が全て完了する日又は旧事業団法第二十条第七項の協定に基づく寄託金の返還が全て完了する日のうち最も遅い日の翌日以後の期間について指定するものとする。

二・三 (略)

(東京地下鉄株式会社が行う大規模な改良)

第八条 法附則第十一条第一項第四号の政令で定める大規模な改良は、次に掲げるものとする。

一・二 (略)

(都市鉄道に係る鉄道施設の建設等に係る貸付金の償還)

第九条 法附則第十一条第一項第四号の規定による貸付金の償還条件は、貸し付けた日から五年間据置き十年間半年賦均等償還とする。

2 (略)

3 機構は、東京地下鉄株式会社が第一項の貸付金の償還を怠ったとき、又は当該貸付金の貸付けに係る法附則第十一条第六項に規定する事業について法附則第十二条第三項の規定による認定の取消しがあったときは、当該貸付金の全部又は一部について償還期限を繰り上げることができる。

(鉄道施設の貸付け等の基準等に関する経過措置)

第十一条 (略)

2 この政令の施行の際現に事業団が旧事業団法第二十条第一項第三号の規定により営団に対して貸し付けている資金については、機構が法附則第十一条第一項第四号の規定により貸し付けているものとみなして、附則第九条の規定を適用する。

○ 国土交通省組織令 (平成十二年政令第二百五十五号) (抄)

(鉄道事業課の所掌事務)

第二百六条 鉄道事業課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 鉄道等による運送及びこれらの事業の発達、改善及び調整に関すること(他課及び安全監理官の所掌に属するものを除く。)
- 二 鉄道等に関する助成に関すること(技術企画課及び施設課の所掌に属するものを除く。)
- 三 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の行う独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法第十三条第一項第一号から第六号までの業務及びこれらに附帯する業務並びに同条第二項及び第三項の業務に関すること。
- 四 北海道旅客鉄道株式会社及び四国旅客鉄道株式会社並びに日本貨物鉄道株式会社の行う業務に関すること。
- 五 本州四国連絡高速道路株式会社の行う高速道路株式会社法第五条第一項第五号イの業務及びこれに附帯する業務に関すること。

- 六 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構の行う独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第十二条第二項の業務に関する事。
- 七 東京地下鉄株式会社の会計に関する事。

附 則

(鉄道局鉄道事業課の所掌事務の特例)

第二十三条 鉄道局鉄道事業課は、第二百二十六条各号に掲げる事務のほか、平成三十三年三月三十一日までの間、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の行う日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律(平成十年法律第百三十六号。以下この条において「債務等処理法」という。)附則第五条第一項の業務に関する事務をつかさどる。

2 鉄道局鉄道事業課は、第二百二十六条各号に掲げる事務及び前項に規定する事務のほか、当分の間、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の行う独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法附則第十一条第一項第一号及び第四号の業務並びにこれらに附帯する業務、同条第三項の業務並びに同条第五項の業務のうち協定に係る業務に関する事。

二 四 (略)

3・4 (略)

○ 国家行政組織法(昭和二十三年法律第二百十号)(抄)

(内部部局)

第七条 (略)

2 4 (略)

5 庁、官房、局及び部(その所掌事務が主として政策の実施に係るものである庁として別表第二に掲げるもの(以下「実施庁」という。))並びにこれに置かれる官房及び部を除く。)には、課及びこれに準ずる室を置くことができるものとし、これらの設置及び所掌事務の範囲は、政令でこれを定める。

6 8 (略)

○ 全国新幹線鉄道整備法(昭和四十五年法律第七十一号)(抄)

(営業主体及び建設主体の指名)

第六条 国土交通大臣は、建設線について、その営業を行う法人(以下「営業主体」という。)及びその建設を行う法人(以下「建設主体」という。)を指名することができる。

2 6 (略)

(整備計画)

第七条 国土交通大臣は、第五条第一項の調査の結果に基づき、政令で定めるところにより、基本計画で定められた建設線の建設に関する整備計画（以下「整備計画」という。）を決定しなければならない。

2・3 (略)